







## 国土交通省が貨客混載を一部解禁

### ◆規制改革推進会議の答申を受けて規制を見直す

国土交通省（国交省）は2017年9月からトラックなどの貨物車が人を乗せたり、タクシーやバスが荷物を運ぶ「貨客混載」を一部解禁する規制の見直しを行う。国交省はこれまで貨客混載を路線バスが一部の荷物を運ぶことに限り認めていたが、利用者が減少してきた地方のタクシーや乗合バス（路線バス）を維持する方法として、17年5月に規制改革推進会議が規制緩和を盛り込んだ答申を出した。今回の見直しは、答申に応え貨客混載が可能な範囲を一部拡大したものである。

この見直しにより、貨物、旅客の両運送事業の許可を取得した路線バス事業者は、車両台数や積載量などの基準を満たせば、全国で人だけでなく荷物を運ぶことも可能になる。過疎地に限っては、両事業の許可を取得した貸切バス事業者やタクシー事業者は人だけでなく荷物を運ぶことが、両事業の許可を取得したトラック事業者は荷物だけでなく人を運ぶことが可能になる。

### 国土交通省が発表した旅客、貨物（荷物）の両運送事業の規制見直し内容

| 現 状   | 活用円滑化案  |  |
|---|---|--|
| <b>【乗合バス】</b><br><br>350kg未満の荷物を運ぶことが可能<br>(道路運送法第82条) | <b>【乗合バス】</b><br><br>350kg以上の荷物を運ぶことを可能とする<br>(貨物自動車運送事業の許可を取得)<br>※350kg未満の荷物を運ぶ場合は、今まで通り許可不要 | <b>【タクシー】</b><br><br>荷物を運ぶことを可能とする<br>(貨物自動車運送事業の許可を取得)<br>※過疎地域に限る |
| <b>【貸切バス・タクシー】</b><br>旅客運送に特化   | <b>【貸切バス】</b><br><br>荷物を運ぶことを可能とする<br>(貨物自動車運送事業の許可を取得)<br>※過疎地域に限る                            | <b>【トラック】</b><br><br>人を運ぶことを可能とする<br>(旅客自動車運送事業の許可を取得)<br>※過疎地域に限る  |
| <b>【自家用有償旅客運送者】</b>   |  自家用有償旅客運送者が自家用自動車で350kg未満の荷物を運ぶことが可能<br>(道路運送法第78条第3号の許可を取得) ※過疎地域に限る                         |  |

出所：国土交通省「貨客混載を通じて自動車運送業の生産性向上を促進します～過疎地域等で人・物流の「かけもち」を可能に～」参考資料1

◆貨客混載の一部解禁で期待される地方の路線バスの維持

今回の規制見直しの主要な目的は、貨客混載の一部解禁によって乗客の減少により悪化している地方の路線バス事業の収益を改善し、路線を維持することである。規制の見直し前から路線バスによる宅配便の拠点間配送を1台当たり350kg未満に限り受託している宮崎交通は、「赤字を解消できないものの、赤字を圧縮しており、一定の効果がある」としている。

この路線バスによる宅配便の配送は、人手不足が深刻な宅配便業者の業務効率化にも役立つため、宅配便業者も規制の見直し前から取り組んでいる。たとえば、ヤマト運輸は路線バスによる地方の拠点間の荷物の配送委託を15年6月から始め、現在は岩手県、宮崎県ほか5県で行っている。同様の配送委託を日本郵便も高知県で17年7月から始めた。貨客混載の一部解禁以降、この動きがさらに広がり、地方の路線バス事業が改善し、路線バスの運行が維持できるか注目だ。

なお、宅配便業者は路線バス業者だけでなく、鉄道会社や水上バス、リムジンバスを運営する事業者とも貨客混載に関連した新サービスを模索している。規制見直しがこれらの新サービスに与える影響にも注目しておきたい。【藤井和則】

主要宅配便業者の貨客混載への取り組み

| 企業名   | 月日     | 貨客混載への取り組みの概要   |
|-------|--------|---|
| ヤマト運輸 | 15年6月  | 岩手県北自動車の路線バスを活用した宅配便の拠点間配送を始める。   |
|       | 15年9月  | 宮崎交通の路線バスを活用した宅急便の拠点間配送を始める。  |
|       | 16年6月  | 宮崎交通に委託している拠点間配送の路線数を拡大。  |
|       | 16年9月  | 名士バス（北海道）の路線バスを活用した宅急便の拠点間配送を開始。  |
|       | 16年10月 | 産交バス（熊本）の路線バスを活用した宅急便の拠点間配送を始める。  |
|       | 17年1月  | 宮崎交通が保冷専用BOXを搭載した路線バスを導入し、貨客混載でも保冷輸送サービス「クール宅急便」の大量配送に対応。                             |
|       | 17年6月  | 全但バス（兵庫）の路線バスを活用した宅急便の拠点間配送を始める。  |
|       | 17年8月  | 東京都の水上バスを活用して宅配便を運ぶ客貨混載の実証実験開始。   |
|       | 17年9月  | 沿岸バス（北海道）の路線バスを活用して天塩町の特産品を首都圏に翌日配送するサービスを開始。   |
| 佐川急便  | 17年3月  | 宅配カウンターなどで預かった手荷物の配送を東京空港交通に委託する。東京空港交通はリムジンバスの荷物スペースに預かった荷物を載せて都心から成田空港まで運ぶ。         |
|       | 17年4月  | 北越急行（新潟県）と貨客混載の本格的な運行を開始。佐川急便は北越急行に、うらがわら駅－六日町駅間の荷物配送を委託する。                           |
|       | 17年9月  | 高山市、松本市間を移動する観光客の荷物について、ホテルからバス会社間は佐川急便が、両市間はバス会社（濃飛乗合自動車、アルピコ交通）が配送する貨客混載事業の実証実験を開始。 |
| 日本郵便  | 17年7月  | ジェイアール四国バスの路線バスを活用し、ゆうパックの大板線・土佐山田一大板間（25km）の配送を始める。                                  |

出所：各社のニュースリリース及び報道資料を基に作成。